

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

日時 令和6年2月7日（水）

午前10時30分

場所 ホテルガーデンパレス

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 令和6年能登半島地震により被害を受けた場合の税制上の措置（手続）について（総務課）

[別添1「『令和6年能登半島地震』に係る国税の申告・納付等の期限の延長について（周知依頼）」](#)

今般の令和6年能登半島地震により被害を受けられた方の税制上の措置（手続）の詳細につきまして、国税庁ホームページに掲載しておりますので、ご承知おきください。

【掲載場所】

「ホーム」→「税の情報・手続・用紙」→「税について調べる」→「災害関連情報」→「令和6年能登半島地震に関するお知らせ」

(2) 令和6年度国税専門官採用試験に係る広報について（総務課）

別添2「令和6年度国税専門官採用試験要綱」

国税専門官について、令和6年度においても別添2「令和6年度国税専門官採用試験要綱」のとおり募集いたしますので、関与先や関与先のご親族等への周知についてご協力をお願いいたします。

(3) 振替納税未利用者に対する振替勧奨について（管理運営部門）

インボイス発行事業者の登録を受けた個人事業者で、振替納税未利用者に対して、利用勧奨の文書を送付しています。

個人事業者の申告所得税及び消費税につきましては、口座振替をご利用いただくようご指導をお願いいたします。

発送日	消費税のみ未利用者	1月23日（火）	196件
	申告所得税・消費税両税目未利用者	1月25日（木）	980件

(4) 相続税e-Tax申告の受信通知の機能改善について（資産課税部門）

[別添3「受信通知の機能改善」](#)

[別添4「相続税e-Tax申告の受信通知の機能改善【令和6年1月4日以降】」](#)

[別添5「国税庁ホームページ掲載場所」](#)

相続税e-Tax申告の受信通知について、令和6年1月4日（木）以降、別添3「受信通知の機能改善」のとおり改善され、国税庁ホームページに別添4「相続税e-Tax申告の受信通知の機能改善【令和6年1月4日以降】」が掲載されましたので、ご承知おきください。

(5) 相続税のe-Taxに関するアンケートについて（資産課税部門）

[別添6「相続税のe-Taxに関するアンケート」](#)

税理士の皆様の相続税のe-Taxに関するご意見・ご要望を定量的に把握し、今後の利便性向上策を検討することを目的として、国税庁において「相続税

のe-Taxに関するアンケート」を実施しておりますので、アンケートへのご協力をお願いいたします。

（６）定額減税について（個人課税部門・法人課税部門）

令和５年12月22日（金）に「令和６年度税制改正の大綱」が閣議決定され、令和６年分の所得税について定額による所得税の特別控除（定額減税）を実施することが盛り込まれたところです。今後、関係する税制改正法案が成立した場合には、令和６年６月から定額減税が実施されることになります。

なお、令和６年１月30日（火）から、国税庁ホームページに「定額減税特設サイト」が開設されています。今後、当サイトにおいて、定額減税に関する各種情報を掲載していく予定ですのでご承知おきください。

【掲載場所】

「ホーム」→「利用者別情報」→「源泉徴収義務者の方」→「定額減税特設サイト」



官 総 10 - 8
令和 6 年 1 月 12 日

日本税理士会連合会
会 長 太田 直樹 様

国 税 庁 総 務 課 長
原 田 一 寿
(官印省略)

**「令和 6 年能登半島地震」に係る国税の申告・納付等の期限の延長に
ついて（周知依頼）**

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税庁におきましては、今般の令和 6 年能登半島地震による被災状況等に鑑み、国税通則法第 11 条に基づき、石川県及び富山県における国税に関する申告・納付等の期限の延長を行うこととし、令和 6 年 1 月 12 日（金）の官報に掲載し公示いたしました。

つきましては、貴会におかれまして、各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様に対して、別紙の内容に関する広報・周知等をお願い申し上げます。

なお、今回の地震により被害を受けられた方の税制上の措置（手続）等の詳細につきましては、国税庁ホームページに掲載しております。

今後も新しい情報が掲載される予定ですので、随時御確認ください。

【参考】

国税庁ホームページ「令和 6 年能登半島地震に関するお知らせ」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r6/noto/index.htm>

令和 6 年 1 月 12 日
国 税 庁

石川県及び富山県における国税に関する申告・納付等の期限の延長
措置等について

1. 令和 6 年能登半島地震による被災状況等に鑑み、国税通則法第11条に基づき、石川県及び富山県（以下「指定地域」といいます。）における国税に関する申告・納付等の期限の延長を行うこととし、令和 6 年 1 月 12 日（金）の官報に掲載し公示いたしました。

これにより、指定地域に納税地がある納税者につきましては、令和 6 年能登半島地震が発生した令和 6 年 1 月 1 日以降に到来する国税の申告・納付等の期限が、全ての税目について、自動的に延長されることとなります。

なお、申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮しつつ検討してまいります。

2. 指定地域以外の地域に納税地がある納税者につきましても、この度の地震により被災され、申告・納付等をすることができない場合には、所轄の税務署に対して申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができますので、状況が落ち着きましたら、税務署へご相談いただきますようお願いいたします。

3. 指定地域に納税地がある法人・個人の皆様への送付物の取扱いにつきましては、以下のとおり送付を見合せるなどの対応を行っています。

（法人の皆様）

指定地域に納税地がある法人の皆様への申告のお知らせ等（申告のお知らせ及び予定（中間）申告書）につきましては、当分の間、発送を見合せさせていただきます。

なお、指定地域以外の地域に納税地があり、指定地域に連絡先の事務所所在地を有する法人の皆様への申告のお知らせ等につきましては、通常どおり発送いたします。

（個人の皆様）

指定地域に納税地がある個人の皆様への所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書用紙（消費税及び地方消費税の中間申告書を含みます。）や「確定申告のお知らせ」はがき等の発送を取りやめ又は見合せさせていただきます。

令和 6 年度 国税専門官採用試験要綱

- 概要 国税局や税務署において、税のスペシャリストとして働く国税専門（国家公務員）を募集します。
- 受験資格 平成 6 年 4 月 2 日～平成 15 年 4 月 1 日生まれの者
2 平成 15 年 4 月 2 日以降生まれの者で次に掲げる者
（1）大学（短期大学を除く。以下同じ。）を卒業した者及び令和 7 年 3 月までに大学を卒業する見込みの者
（2）人事院が（1）に掲げる者と同等の資格があると認める者
- 試験の程度 大学卒業程度
- 試験区分 国税専門 A（法文系）、国税専門 B（理工、デジタル系）
- 申込方法等 ○次のアドレスへアクセスし、説明に従って入力
<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
○受付期間 令和 6 年 2 月 22 日（木）午前 9 時～3 月 25 日（月）[受信有効]
- 試験日 第 1 次試験日 令和 6 年 5 月 26 日（日）
第 2 次試験日 令和 6 年 6 月 24 日（月）～7 月 5 日（金）
のいずれか第 1 次試験合格通知書で指定する日時
- 試験地 第 1 次試験地 高崎市、さいたま市、新潟市、松本市ほか
第 2 次試験地 さいたま市ほか
- 合格者発表日 第 1 次試験合格者 令和 6 年 6 月 18 日（火）午前 9 時
最終合格者 令和 6 年 8 月 13 日（火）午前 9 時
- 問合せ先 ○インターネット申込みに関する問合せ
人事院人材局試験課 TEL：03-3581-5311 内線 2332
午前 9 時から午後 5 時（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）

○上記以外の問合せ
関東信越国税局人事第二課試験係 TEL：048-600-3111 内線 2097
午前 8 時 30 分から午後 5 時（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）



<人事院 採用情報NAVI>

受信通知の機能改善

○相続税 e-Tax 申告の受信通知の機能改善【令和 6 年 1 月 4 日以降】

相続税申告を e-Tax 送信した際には、即時通知が表示されますが、受信通知については e-Tax システムに別途ログインの上、メッセージボックスに格納される受信通知の内容を確認する必要がありました。

特に、複数の拠点がある税理士法人で、従たる事務所（以下「支店」といいます。）の税理士が e-Tax 送信する際に、税理士法人の利用者識別番号で送信すると、税理士法人のメッセージボックスに受信通知が格納されることとなります。

この場合、受信通知の閲覧には、税理士法人の利用者識別番号に紐づく電子証明書が必要となりますが、これが主たる事務所（本店）の税理士の電子証明書の場合、支店で受信通知を閲覧できず、支障が生じているとして、税理士会連合会を通じて改善要望があったところです。

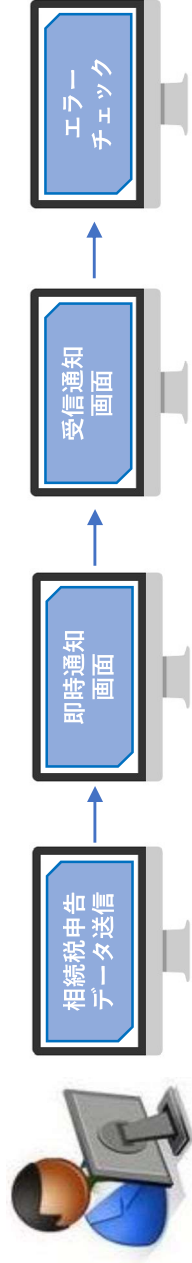
令和 6 年 1 月 4 日以降については、即時通知に財産取得者のリストを表示し、財産取得者を選択することで、e-Tax システムに別途ログインすることなく、選択した財産取得者の受信通知の閲覧サイトへの遷移（画面の切り替え）が可能となり、上記の支障が解消されるよう改善されました。

あわせて、財産取得者の利用者識別番号に誤りがあり、受信通知でエラーメッセージが表示された場合に、エラー対象となった利用者識別番号等が表示されないため、改めて全ての財産取得者の受信通知の内容の確認を要していた点についても、同様に改善要望をいただいていたところ、受信通知のエラー情報欄にエラー対象となった財産取得者の利用者識別番号等を表示するよう改善されました。

相続税e-Tax申告の受信通知の機能改善【令和6年1月4日以降】

- ① 即時通知^(注1)に財産取得者のリストを表示し、財産取得者を選択することで、選択した財産取得者の受信通知^(注2)の閲覧サイトへの遷移（画面の切り替え）が可能
- ② 受信通知のエラー情報欄に、エラー対象となった財産取得者の利用者識別番号等を表示^(注3)

受信通知画面からエラーチェックまで申告データ送信の一連の流れで行うことが可能となります



(注1)「即時通知」とは、申告等データを送信が完了した直後に、受付システムでデータ形式等を確認し、送信された申告等データが受付システムで正常に受信されたかどうかの判定結果・受付日時・受付番号・受付ファイル名・送信者の利用者識別番号を通知するものです。

(注2)「受信通知」とは、即時通知後、送信されたデータの審査結果（氏名・納税地等の基本的な事項が入力されているか、添付された電子証明書が有効期限内か、かつ、登録された電子証明書と一致するかなど）を通知するものです。

(注3) エラーの内容に応じて、再度送信が必要です。

《即時通知イメーシ》

国政電子申告・納税システム（e-Tax）

受付システム

即時通知

以下の送付データは現在番高中です。
 送附先は、メッセージボックスに通知されます。

-  この通知は再表示できませんので、必要に応じて、印刷又は保存を行ってください。
- ・番票の取戻、正誤に受け付けられない場合があります。正誤に受け付けているか、番票取戻を必ずご確認ください。

番票取戻の履歴は、e-Taxホームページの「メッセージボックスの履歴」やe-Taxソフトから行うことができます。

利用補助番号（送信側）	
利用補助番号	111122223333444
受付日時	2024/02/26 7:52:59
受付ファイル名	申付書.xlx
受付番号	12345678901234567890
エラー情報	

財産取得者のリストを表示

財産取得者 利用者識別番号

○ 相様 一部 1234 5678 9012 3456
 相様 二部 1234 1234 1234
 相様 花子 0987 6543 2109 8765

第 3 版 更新通知メールへ

《受通知イメー》

国産電子半導体・情報システム（e-Box）
取引システム

受信通知

送達されたデータには、次のように入力欄が認められます。

内容を確認し、確認を待った上で再送送信していただくか、
画面により提出していただく。

■ 申告書内容

提出先	旭川佐藤署
利用機関の番号	1234567890123456
氏名又は名称	
交付番号	12345678901234567890
発行日時	2024/02/26 17:27:59
種目	拒絶状
相結年度月日	令和 05 年 05 月 01 日
被相続人の氏名	佐藤太郎
申告納税額	—
申告期限までに納付す べき納税額	—
還付される税額	
エラー情報	

[illegible]

※ 画像イメージは検討中のもののため、ご利用になる際の画面と異なる場合があります。



[ホーム / 税の情報・手続・用紙 / 税について調べる / 税目別情報 / 相続税・贈与税 / 相続税e-Tax \(電子申告\) に関するリーフレット](#)

相続税e-Tax (電子申告) に関するリーフレット

国税庁においては、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のデジタル化の推進を掲げており、e-Taxの利用拡大に取り組んでいます。

税理士の皆さまへ

相続税e-Tax (電子申告) のメリットや税理士の皆さまが代理送信する場合のQ&A、イメージデータで提出可能な添付書類などについてはこちらをご覧ください。

- ▶ 税理士の皆さまへ「相続税申告はe-Taxをご利用ください」(PDF/826KB) (令和5年6月)
- ▶ 相続税申告書の代理送信等に関するQ&A (PDF/1,085KB) (令和5年6月)
- ▶ イメージデータで提出可能な添付書類 (相続税申告) (PDF/311KB)
- ▶ 「財産取得者 (相続税等) の利用者識別番号が不明な場合」変更等届出書の記載例 (PDF/466KB)
- ▶ 相続税e-Tax申告の受信通知の機能改善【令和6年1月4日以降】(PDF/454KB)

税の情報・手続・用紙

- ▶ 税について調べる
 - 所得税 (確定申告書等作成コーナー)
 - タックスアンサー (よくある税の質問)
 - 税の相談
 - 税目別情報
 - 路線価図・評価倍率表
 - 災害関連情報
 - 国際税務関係情報
 - 税についての上手な調べ方
- ▶ 申告手続・用紙
- ▶ 納税・納税証明書手続
- ▶ 税理士に関する情報

相続税の e-Tax に関するアンケート



<https://forms.gle/Mk1VeQo3eyHk7GiY7>

(掲載は令和 6 年 2 月 2 9 日まで)

(トップ画面)

今回のアンケートの目的は、相続税の e-Tax に関するご意見・ご要望を定量的に把握するとともに、解決すべき課題の優先順位を把握して、今後の利便性向上の取組に役立てていくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

アンケートは、5 分（7～12 問）程度で、選択肢の入力ができます。

この Google フォームによるアンケートは無記名方式です。

パケット通信料は、利用者負担となりますことをあらかじめご了承ください。

[次へ](#)